

政令第百九十一号

外国為替令等の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十二条の二第一項、第二十四条第一項、第五十五条の八、第五十五条の九の二第一項及び第二項第二号並びに第六十九条の二第一項並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十四項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 報告等（第十八条の四―第十八条の九）」を

「第四章の二 報告等（第十八条の四―第十八条の九）
第四章の三 外国為替取引等取扱

四―第十八条の九）

に改める。

業者遵守基準（第十八条の十）」

第一条中「調整並びに」を「調整、」に、「報告等」を「報告等並びに法第六章の二の二の規定による

外国為替取引等取扱業者遵守基準」に改める。

第十一条の五第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次のイ及びロに掲げる合意の区分に応じ、それぞれ当該合意に基づき当該イ及びロに定める債権の額を増加させ、又は減少させる行為を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

イ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十項第四号の合意 為替取引に関する債務に係る債権

ロ 銀行法第二条第十七項第一号の合意、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の三第二項第一号の合意又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の三第二項第一号の合意 預金契約に基づく債権

第十一条の五第一項第三号中「信託契約」の下に「（受益権が資金決済に関する法律第二条第九項に規定する特定信託受益権であるものを除く。）」を加え、同条第四項の表の下欄中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。

第十四条第二項中「暗号資産」を「電子決済手段等」に改める。

第十八条の四第二項中「(平成二十一年法律第五十九号)」を削る。

第十八条の八第一項中「第四章」の下に「、第六章の二の二」を加える。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 外国為替取引等取扱業者遵守基準

(外国為替取引等取扱業者の範囲等)

第十八条の十 法第五十五条の九の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行等

二 法第十六条の二に規定する資金移動業者

三 法第十六条の二に規定する電子決済手段等取引業者等

四 法第二十二条の三に規定する両替業者

2 法第五十五条の九の二第二項第二号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一 法第五十五条の九の二第二項第四号に掲げる資本取引及び同項第五号に掲げる特定資本取引

二 第七条第二号に掲げる役務取引等及び同条第四号に掲げる貨物の輸入

三 法第二十七条第三項第三号に掲げる対内直接投資等に該当するものとして同条第一項の規定により届出をする義務が課されたものであつて、法第二十一条第一項の規定により許可を受ける義務が課されていゝる資本取引に相当するものとして財務省令で定めるもの

(金融商品取引法施行令の一部改正)

第二条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の十七中「債権」の下に「並びに資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段(法第二条第二十四項第三号の二に規定する内閣府令で定めるものを除く。)」を加える。

(外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令の一部改正)

第三条 外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令(昭和五十五年政令第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(法第五十五条の九の二等の主務大臣)

第五条 法第五十五条の九の二から第五十五条の九の四までにおける主務大臣は、第一条第三号に掲げる支払等及び法第二十四条第一項に規定する特定資本取引に係る事項については経済産業大臣とし、その他の取引又は行為に係る事項については財務大臣とする。

附 則

この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。ただし、第一条中外国為替令の目次の改正規定、同令第一条の改正規定、同令第十八条の八第一項の改正規定及び同令第四章の二の次に一章を加える改正規定並びに第三条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定に限る。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

理由

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、銀行等その他の金融機関等に対して課される本人確認義務の対象となる行為として、電子決済手段の取引に係る契約の締結を定めるとともに、外国為替取引等取扱業者遵守基準に係る外国為替取引等取扱業者の範囲等を定める等の規定の整備を行う必要があるからである。